

苫上下管 第 29 号
令和 3 年 3 月 16 日

苫小牧市指定給水装置工事事業者 各位

苫小牧市水道事業
苫小牧市長 岩倉 博文
(上下水道部水道管理課給水係担当)

給水装置工事の完成検査について（通知）

平素から本市水道事業の運営について、格別の御高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、本市では給水装置新設工事の検査時に水質確認を実施しておりますが、水質は飲用者の健康につながる重要な事項であることから、分水作業の伴う全工事で確認するよう見直しを図ることにいたしました。

つきましては、下記の通り検査内容を見直すため、対応頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 検査種別
 - ・現地検査^{※1}・・・新設、部分検査、改造、臨時新設、新設に伴う撤去
 - ・書類検査^{※2}・・・撤去のみ、改造、臨時新設、臨時撤去、排水のみ
 - ※1 公道内での分水作業が伴う工事の場合
その他、市長が必要と判断する場合
 - ※2 公道内での分水作業が伴わない工事の場合
- 2 改善点
 - ・原則、分水作業が伴う工事は、残留塩素の検査を行います。
 - ・部分検査や臨時新設で確認済みの場合、本検査での水質確認を省略いたします。
- 3 適用日 令和3年4月1日（木）より
- 4 その他 不明な点があれば、担当職員に確認願います。

(連絡先)

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市上下水道部水道管理課（担当：小柳、佐々木）

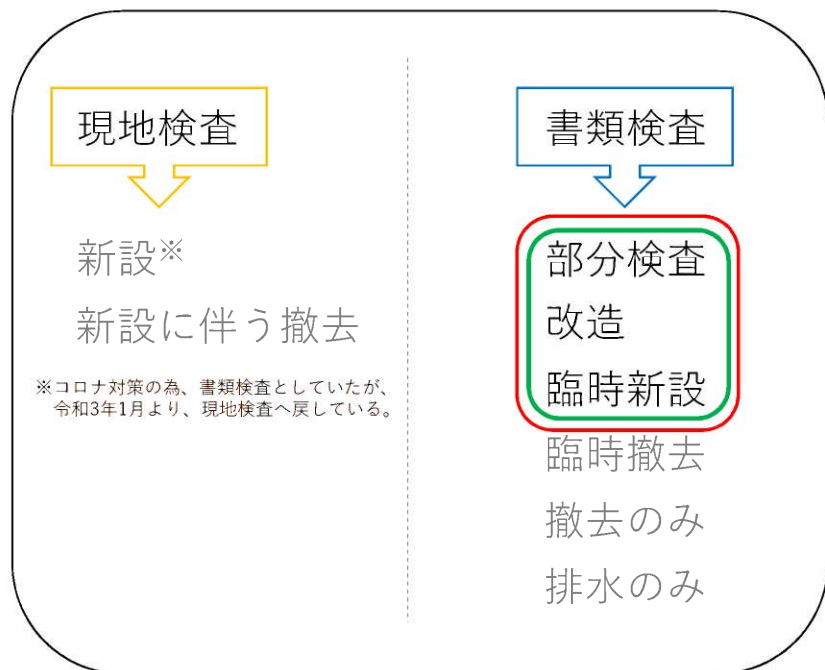
T e l : 0 1 4 4 (3 2) 6 6 9 5 (直 通)

F A X : 0 1 4 4 (3 5) 0 5 7 9

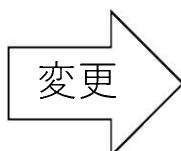
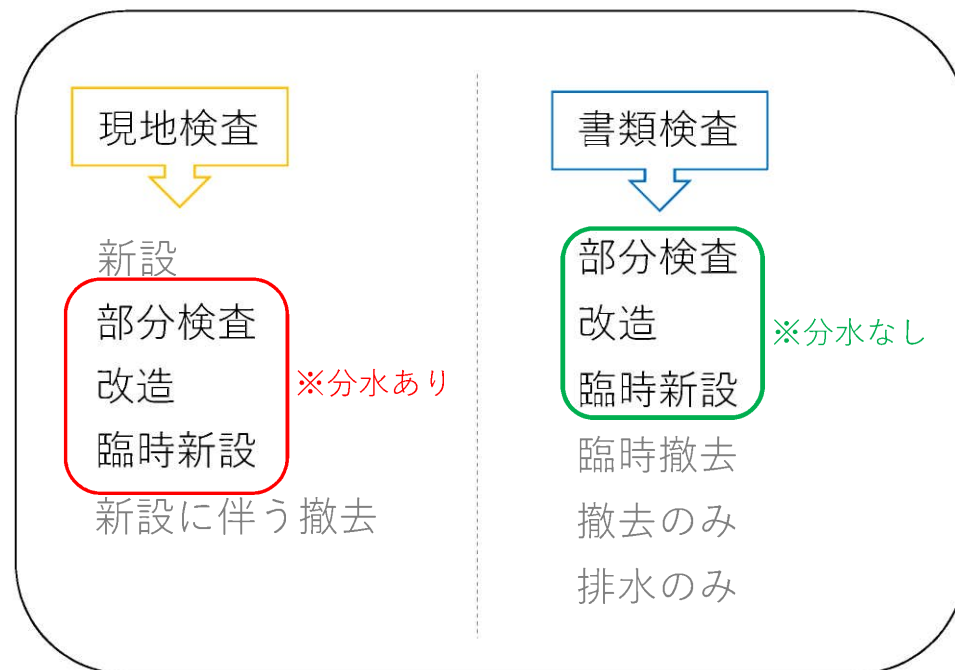
E - m a i l : suidokanrii@city.tomakomai.hokkaido.jp

給水装置工事の完成検査について

これまで



令和3年4月から



- ① 新設・新設に伴う撤去は、これまで通り現地検査
- ② 部分検査・改造・臨時新設で分水の伴う工事は、現地検査とする。
(残留塩素の確認を行うため)